

～ 八尾市内の事業者の皆さまへ ～

八尾市事業者 サポート給付金

WEB（オンライン）または郵送にて
申請受付中！！

令和2年 6月17日～同年7月31日

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、申請は郵送またはWEBのみとなります。
ご理解・ご協力の程、よろしくお願ひ申し上げます。

八尾市事業者サポート給付金 とは？

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、売上げが減少した市内事業者の方に、事業継続を下支えすることを目的に、
給付金10万円（一律）を給付するものです。

対象要件

令和2年3月31日以前に八尾市内で開業し、以下の対象要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 従業員5人以下（いわゆるパート・アルバイト等は除く）
- (2) 令和2年3月以前から引き続き同一事業を営み、
今後も事業を継続する見込みがある
- (3) 新型コロナウイルス感染症発生に起因して、
令和2年4月～6月の任意の月の売上が前年同月比で15%以上50%未満減少している
- (4) 大阪府の「休業要請支援金」並びに「休業要請外支援金」を受給していない

※対象要件の詳細は市HPをご確認ください。

申請方法や申請に必要な書類は裏面をご覧ください

●お問合せ先

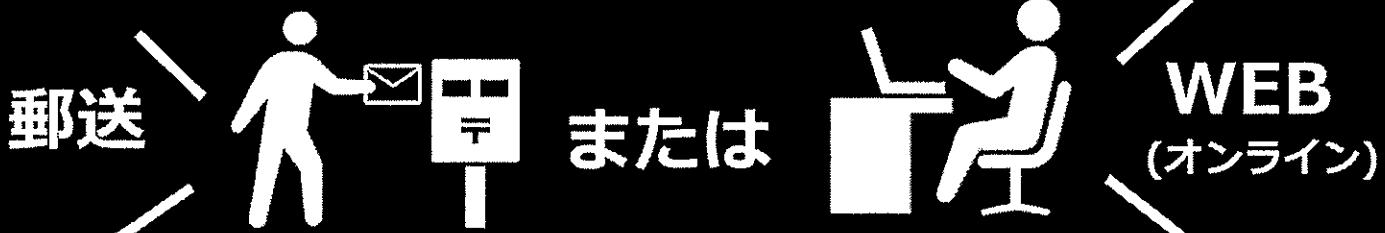
八尾市事業者サポート給付金専用センター

TEL:072-920-4123

（土日祝を除く平日9時～17時）

八尾市事業者サポート給付金 申請手順

①申請方法を確認



※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、申請は郵送またはWEBのみとなります。
ご理解・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

②申請に必要な書類を揃える

中小企業の方

- ①【法人用】申請書兼請求書（様式第1号-1）
- ②誓約書（様式第2号）
- ③令和2年3月31日以前から、営業活動を行っていることがわかる書類
Ex.直近の確定申告書等の写し等
- ④売上の減少を確認できる書類
Ex.売上台帳等
- ⑤八尾市内で事業を営んでいることを確認できる書類
Ex.登記事項証明書（登記簿謄本）等
- ⑥振込先確認書類

個人事業主の方

- ①【個人事業主用】申請書兼請求書（様式第1号-2）
- ②誓約書（様式第2号）
- ③令和2年3月31日以前から、営業活動を行っていることがわかる書類
Ex.直近の確定申告書等の写し等
- ④売上の減少を確認できる書類
Ex.売上台帳等
- ⑤本人確認書類
Ex.免許証、マイナンバーカード等
- ⑥振込先確認書類

③申請する

WEB(オンライン)



1. 八尾市事業者サポート給付金の専用オンラインページにアクセス
2. メールアドレス・パスワードを登録し、登録IDを取得
3. 専用オンラインページにある所定のフォームの必要事項を入力&必要書類を添付し、申請する

以下の宛先に、レターパック（郵送物の追跡ができます）にて郵送
〒581-0006

八尾市清水町一丁目1番6号 八尾商工会議所会館内
「八尾市事業者サポート給付金申請事務局」宛

郵送



- ★八尾市事業者サポート給付金の要綱・要領
- ★八尾市事業者サポート給付金の申請書のダウンロード
- ★申請に必要な書類等の詳細
- ★八尾市事業者サポート給付金専用オンラインページへのアクセス

④支給

申請後、申請書類に不備等がなければ、概ね2週間～3週間で、ご指定の口座に支給します。

●お問合せ先

八尾市事業者サポート給付金専用センター

TEL:072-920-4123

(土日祝を除く平日9時～17時)